

関係施設 施設長 様
 関係事業所 管理者 様
 関係事業所 代表者 様

名古屋市健康福祉局
 高齢福祉部介護保険課長

ノロウイルス食中毒注意報発令について

みだしの件につきまして、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

冬季にはノロウイルスを原因とした食中毒が多発する傾向があります。ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数が増加しており、市内でノロウイルス食中毒事件も発生しています。

つきましては、現在はノロウイルスによる食中毒が発生しやすい状況にありますので、貴施設・貴事業所におかれましては、手洗いを十分に行うなど、食中毒の予防に努めてください。

1 発令日

平成28年12月12日（月）

2 発令期間

発令日から平成29年3月31日（金）まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に、「警報」を発令することがあります。「警報」は発令時より1週間効力を有し、その後は自動的に注意報へ切り替わります。

【参考】発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで（自動的に解除）	発令日から1週間（自動的に解除）

3 本日現在の名古屋市内食中毒発生状況（カッコ内はノロウイルス食中毒）

	本 年	昨年同期
発 生 件 数	16件（5件）	9件（7件）
患 者 数	245人（135人）	136人（115人）

4 食中毒の予防方法（別紙1）

- ・調理従事者等の手洗いの徹底及び体調管理
 （下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど）
- ・食品の十分な加熱（中心温度85～90℃で90秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄・消毒、嘔吐物の適切な処理 等

5 注意報発令の周知について

食品等事業者に対し周知するほか、なごや「よい食」メール、名古屋市公式ウェブサイト等により市民の皆様にお知らせします。

6 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

名古屋市では平成28年11月～平成29年2月を「ノロウイルスによる食中毒防止キャンペーン」期間として定め、食品等事業者や消費者に対し手洗い指導等の啓発活動を行っています（別紙2）。